

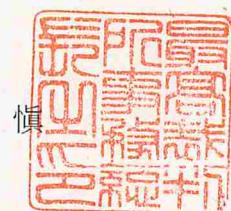
最高裁秘書第1404号

令和3年5月17日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



### 司法行政文書不開示通知書

令和2年12月14日付け（同月16日受付、第020778号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

#### 記

##### 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

二回試験の最終日であった令和2年11月26日の夜、和光市内の飲食店において会食を行った33名の司法修習生（うち、1名は12月4日に新型コロナウイルス感染症への感染が判明）に対して懲戒処分をするかどうかを検討した際に作成し、又は取得した文書

##### 2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である、公にすることにより司法修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関情報公開法第5条第6号に相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）